



沖縄労働基準監督署発表

令和6年6月20日

担

沖縄労働基準監督署

監督課長 北村 隆和

当

電話：098 - 982 - 1263

解体工事現場の元請現場代理人及び下請重機オペレーターを労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

本日、沖縄労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで元請の「株式会社綿半工務」（建設業）及び「同社の現場代理人」並びに下請の「株式会社暁総業」（解体工事業）及び「同社の車両系建設機械オペレーター」を、那覇地方検察庁沖縄支部へ書類送検しました。

1 被疑者

(1) 元請

法人 株式会社綿半工務(わたはんこうむ)

所在地：新潟県新発田市

沖縄支店：沖縄県中頭郡北谷町

個人 現場代理人 A (40歳代、男性)

(2) 下請

法人 株式会社暁総業(あかつきそうぎょう)

所在地：沖縄県那覇市

個人 車両系建設機械オペレーター B (60歳代、男性)

2 違反条文

(1) 元請

労働安全衛生法違反

同法第30条第1項

労働安全衛生規則第635条第1項第1号

労働安全衛生規則第636条

労働安全衛生規則第637条第1項

同法第120条第1号

同法第122条

(2) 下請

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第164条第1項

同法第119条第1号

同法第122条

(別添「関係条文」参照)

3 事件の概要

令和5年2月18日、沖縄県中頭郡中城村地内の住宅解体工事現場で車両系建設機械解体用のコンクリート圧砕機の先端に帯ロープをかけ足場資材をつり上げ、トラックに積み込む作業中に車両系建設機械が転倒し、その際にコンクリート圧砕機及びつり上げた資材が作業員(20歳代、男性)に当たり死亡した災害について、車両系建設機械解体用のオペレーターが同機械の用途以外の荷のつり上げ作業を行った疑いがあったものである。

また、同工事現場の元請現場代理人に対して労働者及び関係請負人の作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害防止するための

元請及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置しなかったこと。

元請と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなかったこと。

作業場所の巡視を作業日ごとに1回行っていないこと。

との疑いがあったものである。

4 当署の今後の方針等

令和5年に沖縄県内で発生した死亡災害は6件であり、そのうち5件は当署管内(沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村、嘉手納町、読谷村、恩納村、金武町、宜野座村)において発生していることから、管内の建設業に対する監督指導を強化しており、重大又は悪質な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関係条文

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

(以下略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、・・・(中略)・・・第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項・・・(中略)・・・若しくは第四項第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令

別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

（一号から五号 略）

六 解体用機械

- 1 ブレーカ
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

○労働安全衛生法規則

（定義等）

第二百五十一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧砕機
- 三 解体用つかみ機

（主たる用途以外の使用の制限）

第六十四条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

（以下略）

（協議組織の設置及び運営）

第六百三十五条 特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。以下同じ。）は、法第三十条第一項第一号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。

一 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。

（以下略）

（作業間の連絡及び調整）

第六百三十六条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行なわなければならない。

（作業場所の巡視）

第六百三十七条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行なわなければならない。

（以下略）